

# 高齢者虐待防止に関する指針

医療法人 栄心会

さかえグリーンハート川口

## 1. 高齢者虐待防止に関する基本方針

高齢者虐待に関する基本的な考え方は、高齢者の尊厳を保持し、人格を尊重することに対する虐待を防止することが極めて重要である。職員一人ひとりが、自覚や自認を問わずに虐待防止の理解に努め、早期発見および安全確保を優先する。発生した場合においても迅速な対応等ができるよう、その実効性や効果性を確認し組織的に取り組むこととする。

### <高齢者虐待の5種類の定義>

区分	法による定義（要約）	具体的な例
身体的虐待	①暴力的行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る</li> <li>・物を投げる、刃物で脅す、転ばせる等</li> <li>・入浴時、熱い湯やシャワーでやけどさせる</li> </ul>
	②本人の利益にならない強制行為 代替方法を検討せずに乱暴に扱う行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的苦痛や病状悪化を招く行為の強要</li> <li>・介護がしやすいよう職員都合で、ベッド等に抑えつけたり、拒否しているのに食事を口に入れる</li> <li>・移乗時、必要以上に身体を高く持ち上げる</li> <li>・家族要望等で外鍵で外出できないようにする</li> <li>・送迎時、無理やり車両に乗降させる</li> </ul>
	③緊急やむを得ない場合以外の身体的拘束	
介護の放棄 ・放任	①必要とされる介護や世話を怠り、生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴せず異臭、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れ破れのある服の着用等の不衛生な状態</li> <li>・褥瘡ができるなど体位交換や栄養管理を怠る</li> <li>・おむつが汚れている状態を放置</li> <li>・健康悪化をきたすほど水分や栄養補給を怠る</li> <li>・健康悪化をきたす暑さ寒さの環境に放置</li> <li>・室内がごみや害虫の放置など劣悪環境</li> </ul>
	②状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為（意図的か問わない）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療の必要があっても受診・救急対応しない</li> <li>・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置、処方通りの治療食を食べさせない</li> <li>・状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る</li> </ul>
	③必要な用具の使用を限定し、要望や行動を制限させる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール等に手の届かない、使用させない</li> <li>・必要なめがね、義歯、補聴器等を使用させない</li> </ul>
	④権利を無視した行為又はその行為の放置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他入居者の暴力に対して予防的策を立てない</li> <li>・呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない</li> <li>・必要なセンサーの電源を切る</li> </ul>
	⑤その他職務上の義務を著しく怠る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役職者が虐待の通報や防止措置の義務を怠る</li> </ul>

心理的虐待	①威圧的な発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・怒鳴る、罵る。</li> <li>・「ホームにいられなくなる」「追い出すぞ」などと脅す</li> </ul>
	②侮辱的な発言。態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する</li> <li>・からかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う</li> <li>・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う</li> <li>・子ども扱いするような呼称で呼ぶ</li> </ul>
	③本人や家族の存在や行為を否定無視するような発言、態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「コールを押さないで」「なぜできないの」などと言う</li> <li>・他入居者に本人や家族の悪口等を言いふらす</li> <li>・呼びかけやナースコール等を無視する。</li> <li>・大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。</li> <li>・したくてもできないことを当てつけにやってみせる、他入居者にやらせる</li> </ul>
	④意欲や自立心を低下させる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う</li> <li>・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して全介助をする</li> </ul>
	⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族に伝えてという訴えを理由なく無視する</li> <li>・住所録を預かるなど、外部との連絡を遮断する</li> <li>・本人の意思や状態を無視して面会させない</li> </ul>
	⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子を速いスピードで走らせ恐怖感を与える</li> <li>・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する</li> <li>・顔に落書きをして、それを撮影し他職員に見せる</li> <li>・本人の意思に反した異性介助を繰り返す</li> <li>・浴室脱衣所で、異性の入居者と一緒に着替えさせる</li> </ul>
性的虐待	①本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する</li> <li>・性的な話しを強要する（無理やり）</li> <li>・わいせつな映像や写真を見せる</li> <li>・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る、撮影したものを他人に見せる</li> <li>・排せつや更衣介助がしやすいという目的で、半身を裸にしたり、下着のまままで放置する</li> <li>・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をし、またその場面を見せないための配慮をしない</li> </ul>
経済的虐待	本人の合意なしに、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する</li> <li>・金銭・財産等の着服・窃盗等（金銭を盗む、無断使用、無断処分、無断流用、おつりを渡さない）</li> <li>・立場を利用して「お金を貸してほしい」と頼み借りる</li> <li>・日常的な金銭の不当な制限、渡さない</li> </ul>

## 2. 虐待防止委員会その他のホーム内の組織

### (1) 虐待防止のための委員会

#### ① 委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止委員会」を設置する。

#### ② 委員会構成メンバー

施設長、介護支援専門員、看護師、生活相談員、介護職員とする。

#### ③ 委員長の選出

委員長は、施設長が任命した者とする。

#### ④ 委員会の開催

定例会として年2回。虐待発生時等においては臨時開催をする。

相互関係が深いため身体拘束廃止委員会等と一体的に開催する場合がある。

#### ⑤ 委員会の検討事項

虐待および虐待が生じる恐れのある事項に関すること。

虐待防止のための指針の整備に関すること。

虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。

再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

#### ⑥ 委員会の内容の周知

開催時の検討内容については、議事録を作成し回覧等を通じて周知を行う。

### (2) 虐待防止のための担当者

#### ① 担当者の配置

虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を施設長とする。

担当者不在時の代理は虐待防止委員長とする。

#### ② 担当者の責務

虐待防止委員会の適正確認と参加および委員長の選出

虐待発生時の内容・原因・解決策などの適正確認

虐待発生時の通報・報告・記録などの適正確認

虐待に関する相談・報告により不当に権利が侵害されないよう配慮

### (3) 虐待防止のための相談窓口

虐待および虐待疑いに対する相談・通報・報告の窓口は、主に下記の通りとする。

① 入居者・家族からの相談・通報…苦情受付担当者、虐待防止担当者

② 職員からの相談・報告…虐待防止担当者、各部上長

### 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

#### (1) 虐待防止のための職員研修

虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及・啓発する研修内容であるとともに、本指針に基づき虐待の防止を徹底する。

#### (2) 職員研修の開催

職員研修は年2回以上行う。新規採用時は導入研修の必修カリキュラムとする。  
研修資料、実施概要、出席者等を記録し保存する。

#### (3) 職員研修の具体的な内容

- ① 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ② 権利擁護事業と成年後見制度の理解
- ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ④ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ⑤ 発生した場合の改善策

### 4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

#### (1) 虐待が発生した場合

入居者の安全確保とともに速やかに市に報告し、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位を問わず就業規則に則り、厳正に対処する。

#### (2) 緊急性の高い事案の場合

市及び警察等の協力を仰ぎ被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

＜緊急性の基準＞ ① 生命の危機

② 入居者および関係者が保護救済を強く求めている

③ 確認はできないが①②の可能性が高いとホームが判断する場合

#### (3) 関係機関の連絡先

名称	電話番号
川口市役所 長寿支援課支援係	048-259-7652
川口警察署	048-253-0110
武南警察署	048-286-0110



## 6. 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明するとともに、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

窓口として、入居者が住民票登録している自治体の権利擁護センター等への相談を行う。

## 7. 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。  
当該責任者が虐待等を行った者である場合には、埼玉事業本部に相談する。
- ②苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- ③対応の流れは「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告・対応体制に関する事項」の通りとする。
- ④苦情相談の対応の結果は相談者にも報告する。

## 8. 利用者等に対する当該指針の閲覧

本指針は、利用者および関係者が閲覧できるよう当ホームページに掲載し周知する。

## 9. その他、虐待防止推進のために必要な事項

外部の虐待防止に関する研修等の参加など、最新情報が取得できるよう努める。

本指針に定めのない事項は「埼玉県高齢者虐待対応ハンドブック改訂版」を参照する。

(施行日)

平成 27 年 3 月 1 日 施行

令和 5 年 3 月 1 日 改定 (法改正に伴う変更)

令和 6 年 3 月 1 日 改定 (「解決までのフローチャート」追加)